

第17回全国SR経営労務センター交流会

全体会議

1 開会の辞

北海道SR経営労務センター 副会長 村本克博

ただいま、ご紹介にあずかりました北海道SRの村本でございます。

本日は、お忙しい中、遠方よりご出席いただきまして、ありがとうございます。

先ほど、2つの分科会にわかれまして、活発なご意見をいただきありがとうございました。全体会議におきましては、分科会報告から始まり、次回開催地の決定までご議論、ご審議をいただくことになります。

この全体会議がSRにとって有意義な内容となることを確信しておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより第17回全国SR経営労務センター交流会を開催いたします。

2 開催地会長挨拶

北海道SR経営労務センター 会長 山口美津男

イランカラプテ。

皆様こんにちは。北海道SR経営労務センターの山口美津男でございます。

青森から沖縄までのSRセンターの皆様には、ご多忙中にもかかわらず、ようこそ北海道札幌市にお越しいただき、ありがとうございます。

本日は、全国のSRセンターの方々、ご来賓の方を含めまして約190名の皆様にお集まりいただきました。

秋空の下、第17回全国SR経営労務センター交流会へご参集いただきましたことに心から感謝と歓迎を申し上げます。

ご来賓の皆様につきましては、後ほどご紹介させていただきますが、全国社会保険労務士会連合会会長 大野実様をはじめ、9名の方にご出席いただいております。

本日は、ご多忙の中、ご臨席賜り誠にありがとうございました。

さて、私どもは、昭和63年に当時の労働省、全国社会保険労務士会連合会、各県会の方々の多大なるご尽力によりまして、社会保険労務士団体の事務組合としてスタートすることができました。その後も引き続き、大きなご支援をいただきながら運営しているところでございます。

この間、各地のSRセンターの労働保険事務組合業務の運営につきましては、特別加入制度の適用など、業務の拡大や労働保険の未手続事業所の適用拡大に、大きな貢献ができたところであります。

そして、各地のSRセンターが大きくなるに従い、その責務も大きくなっているところであります。

現在の経済状況は、中東・ウクライナ情勢の影響のほか、地震・酷暑・大雨などの影響もあり、資材高、円安による物価高などの物価対策や、コロナ禍明け後の経済の立て直しが急務となっていることから、中小企業にとっては依然として、厳しい状況を強いられているところであります。

このような状況の中で、我々が目指していくことは、国民目線に立って業務を遂行するとともに、SRセンターを通じて社会保険労務士としての責務を果たしていくため、本交流会の中で、より良い組織作りを模索していくことが重要であると考えているところです。

本日は、全国からSRセンター理念を共有する仲間の皆様に、この札幌にお集まりいただきましたので、本交流会の中で、情報交換を通じて一つでも多くの「気づき」を感じていただき、そのことを自らの業務に、またSRセンターの業務に生かしていただければ幸いと、考えているところであります。

結びに、開催地として、皆様に参加していただきましたお礼と、全体会議を始めるにあたっての歓迎の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 ご来賓紹介

全国社会保険労務士会連合会会長大野実様、同副会長杉田貴信様、北海道社会保険労務士会会長東海林薫様、全国労働保険事務組合連合会会長岡部正治様、全国労働保険事務組合連合会北海道支部会長瀬尾肇人様、北海道社会保険労務士政治連盟会長村上三基夫様、全国社会保険労務士会連合会事務局次長福岡洋治様、全国労働保険事務組合連合会事務局長杉良太様、全国労働保険事務組合連合会北海道支部専務理事井上祐次様をご紹介します。本日の全体会議では時間の関係上大野会長様と東海林会長様からご挨拶をいただきました。

4 ご来賓あいさつ

全国社会保険労務士会連合会 会長 大野 実

大野： 皆さんこんにちは、ご紹介いただきました全国社会保険労務士会連合会会長の大野でございます。

本日は、お招きいただき誠にありがとうございました。

第17回全国SR経営労務センター交流会が、このように盛大に開催さ

れ、また、本日は労保連の岡部会長も出席され、多くのご来賓の方もいらっしゃる中で、連合会の会長として、参加されてる皆さんが元気になるようなお話をと期待されているかと思います。

労働保険事務組合につきましては、昭和 63 年に、全国労保連のお力沿いもあり、連合会の呼びかけにより各都道府県に一つの事務組合を開設することを目標とし、現在 S R が活発に活動している状況となっているところです。

連合会では、2 年前の総会時に S R 特別委員会を設立し、杉田副会長を担当としているところです。それまでは、東と西に分け、担当副会長を決め、S R の活動に対し色々と支援したり、議論をしてきたのですが、最近取り組みが甘いのではないかと意見があり、S R 経営労務センターを連合会の一つの大きな事業として取り組むこととし、その担当に杉田副会長を当てたところです。

S R の事務組合活動としての課題として、分科会において電子申請や滞納処理について議論されたと思いますが、フリーランスの話が社会で問題になっており、労働者でないと言いながら、個々の委託を受けて仕事をしている人たちが、一般の労働者と同じようにけがをした時に、サポートする仕組みが必要でないかと、国会でも議論されているところです。

フリーランスにおける労災保険の特別加入制度について、色々な議論が進んでおります。今年の 8 月には、連合が連合フリーランス労災センターを設立しており、フリーランスと言われている方々もサポートできるよう、法律、徴収法の改正に向け動いております。

連合会においても、杉田副会長が委員長をしている特別委員会で、フリーランスについて、社会保険労務士会としてどのような対応をすべきなのか、議論を始めているところです。皆さんにおかれましても、質問や議論はされているかと思いますが、保険の技術的観点では、けがをしたといった場合、誰が現認し、署名をするのか、どんな仕事なのか、その費用はといったようなことをサポートする仕組みは、なかなか難しいところで、対応について距離を置いていたところでしたが、こういう問題についても前向きに取り組んでいかなければと思っています。

最近、この問題についての基準や考え方が出てきており、連合が一人親方の事務組合みたい組織をつくりましたので、社労士会においても参入する必要があるのではと考えており、やるとすればどのようなやり方がいいのかというと、基準としては、全国にそのような組織があって、各地域に落とし込みはしないということになっております。事務所体制を確立し、オンライン以外の訪問者にも、相談できる体制が各都道府県ごとに確立で

きていることが、基準として明確になってきたので、連合会とSRが整理をしながら、方向性を定めていきたいと考えております。

長くなりましたが、そういう内容も含め、本日はよろしく願いいたします。

本日は、お招きいただきまして、どうもありがとうございます。

北海道社会保険労務士会 会長 東海林薫

東海林：ただいまご紹介いただきました、北海道社会保険労務士会会長の東海林と申します。

SR経営労務センター様の全国交流会がこのような盛大に開催されますことに、まずは、心よりお祝い申し上げます。

貴センターにつきましては、労働保険手続を必要とする中小事業主や一人親方の皆様にとって、必要不可欠な存在であり、労働福祉制度の健全な発展と、労働者の福祉向上に大きく貢献されました。

あらためて、これまでの関係者の皆様のご尽力に対し、心より深い敬意を表す次第であります。

さて、日本経済は、コロナ禍を超えて回復傾向となるなど、明るい兆しが見えてきています。一方、労働力不足の深刻化や諸物価の高騰など、依然として厳しい経営環境が続いており、とりわけ、働き手の7割を雇用する中小企業においては、強固な経営基盤を創出するために、賃金引き上げと人材確保、そのための環境整備が重要な課題です。

我々、社会保険労務士は、これらの課題に対し効果的な支援を行うとともに、事業の継続・発展、雇用の維持、更に働く環境の整備と暮らしの向上に向け、使命感をもって日々の業務に取り組んでまいり所存です。

SR経営労務センター様と社会保険労務士会は連携を強め、事業所の発展と労働者の福祉向上に向け、運営基盤の充実と事業推進を図るとともに、事業の経営基盤の充実、発展に努めなければなりません。

貴センターにおかれましては、これまでに培われてきた豊富な知識と、経験を活かし、労働保険制度の運営にかかせない存在として、諸事業の推進に一層取り組まれることを期待申し上げます。

最後になりますが、SR経営労務センターの更なるご発展と、本日ご列席の皆様のご健勝とご多幸を祈念しまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうございます。

ここからの全体会議の進行は、議長の山口会長。

議長： 北海道SR経営労務センターの山口でございます。

皆様にご了解いただきまして、議長を務めさせていただきます。不慣れではございますが、円滑な議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、ご発言の際には、所属SRセンター名とお名前を述べていただきましてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは議事に入ります。次第の5「分科会報告」です。

まず、第1分科会「電子申請の推進について」、第1分科会座長の東京SR経営労務センター、副会長の山本昌之様よりご報告をお願いします。

5 分科会報告

第1分科会（電子申請の推進について）

東京SR経営労務センター 副会長 山本昌之

山本： これより第1分科会の報告をさせていただきます。

私、東京SR経営労務センターの副会長をしております山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第1分科会のテーマとしては、電子申請の対応ということで上げさせていただきました。大きく分けると、一つは、電子申請するために「労働保険事務組合の長が指定する個人の電子申請の利用届」の関係、二つ目として、保険関係成立届等の電子申請を利用した届出というところで協議させていただきました。

まず、一つ目として、電子申請の「利用届」ですが、この「利用届」については、労働保険事務組合において、我々社会保険労務士からSRに委託しており、徴収法においては、労働保険事務組合が委託される事業主となりますので、書類の事業主欄は事務組合の長となります。電子申請する場合も、SRの電子認証を使うこととなり、会長の認証を使用することが本筋ですが、現状としては、組長の認証を使うことはないので、事務職員等が手続きをすることとなります。そうすると、会長の認証以外での手続きとなり、それを認めることができるのが「利用届」となります。

SRの場合は、実際申請するのはSRの職員ではなくて、各社会保険労務士が申請することとなりますので、「利用届」を出すことにより、社会保険労務士個人の認証コードで申請することができる主旨となっております。

ただ、各労働局によって温度差があり、「利用届」を認めるところもあ

れば、認めないところもあるのが現状です。東京SRは、認められておらず、電子申請したものがSR事務局に戻され、SR事務局から電子申請をし直している状況です。一方、他のSRにおいては、概ね認められており、全国SRの76%が「利用届」を使っている状況となっております。

内容としては、各社労士が「利用届」出すことによって、社労士自身の認証で各事務所から電子申請ができる大きなメリットがある一方で、本当にこのやり方でいいのかという意見もあり、事業主はあくまでもSR事務組合になりますので、その申請を社労士の電子認証ですること自体がどうかと、取り扱いがあやふやとなっている状況で、直接、行政の窓口を確認すると、法律でダメと言われかねないとの意見が多くありました。

もう一方で、事務組合の役割として、法定三帳簿というものがあります。

雇用保険の手続きをした場合、雇用保険届出事務等処理簿というものがありまして、雇用保険の届出をいつしたのか、管理はどうなっているのか等を、事務組合であるSRが管理することになりますが、SRでそれを管理するのは非常に難しく、申請は社労士自身が行っているの、2年に一度の調査があるときに、委託事業所に係る雇用保険の情報をSRが受領し、監査に対応しているところです。

こちらについても、各SRの意見としては、特に問題ないSRもあれば、SRの方で資格取得、喪失の状況について管理しているSRもあり、徴収法上から必要な処理で、これをどうするのかは、今後、厚労省に働きかけをしていく必要があるという結論に達しました。

もう一つは、雇用保険の電子申請は、取得、喪失、60歳、育児休業の賃金登録をされてるSRが多いと思いますが、新規設置や支店、営業所を増設した場合の保険関係成立届は、e-Govで個別、事務組合もできるようになっております。しかし、雇用保険以外の労働保険の成立については、実施しているSRは、割合としては全体の9%にとどまっているところです。

実施できないところが非常に多い状況です。

先行されているのは福井SRで、状況をお聞きしたところ、成立届も電子申請ができているとのことでした。労働保険番号は事務組合の番号になるので、実際成立届を出す場合は、委託届を添付して電子申請を行っているとのこと。この辺も、整備、開発をシステムを含めてしていくことがいいのではということでした。

他に大きな問題としては、セキュリティ対策があります。

昨年、MKシステムがランサムウェアの被害を受け、SRとしても、同じようなことになってしまわないよう、どうすべきか提案がありました。

各SRがどうされているかは、非常に大きな問題になりますので、今後世

話人会で情報を共有していくという結論となったところですが、各SRで情報を持っているということは、リスクがあったり、セキュリティ対策。ウイルスソフトを入れればというものではなく、システムでいえば、UTMというシステム、ルーターの入口のところでブロックするシステムが有効ですが、費用が高いといったように、どこまでセキュリティ対策をすべきかが、予算やSRの規模により変わることから、そこが大きな検討課題となっているということで、最終のまとめとなりました。

最後に、SR全体として、新しくシステム開発を行っている事象があります。従来ですと、MKシステムの社労夢を使っているSRが多く、全体で17のSRが使っているところですが、新システムに今後移行する話も出ているので、新しく開発している業者に、その開発状況を説明してもらったところです。

いずれにしても、我々のテーマとしては、電子申請の対応であるのですが、今後、ペーパーレス化していく必要がありますので、各SRが協力し、知恵をだしあって、良いところ、悪いところを共有していければというところです。

第1分科会の報告は以上となります。ありがとうございました。

議長： 山本副会長、ありがとうございました。

続きまして、第2分科会「滞納処理について」を、座長の愛知中央SR経営労務センター小寺会長にご報告をお願いします。

第2分科会（滞納処理について）

愛知中央SR経営労務センター 会長 小寺佐智子

小寺： 分科会において、多くのSRセンターさんから発言がありました。その中でいくつかのSRセンターさんを座長から指名させていただき、説明をお願いして、それに対しての意見や情報交換を活発に行いその概要を第2分科会として報告いたします。

納入方法は、振替が基本で振替不能となった時点において、振込で対応しているSRセンターがほとんどでありました。

一番困っていることは、滞納となって社労士会員から督促を何度でもしているにも関わらず、支払いがない場合の対処の方法と思われます。

特色ある督促方法として①担当社労士が督促しても納付が無い場合、事務局が対応する②事業主と担当社労士へ督促の文書を送付する③役員

が担当社労士から事情を聴取し、担当社労士に委ねる④事務局でFAX督促後財務委員会で電話督促、財務担当副会長から電話督促、会長から電話督促などがありました。

期日指定の取組も多くのSRセンターが実施していました。やり方はそれぞれのSRセンターさんの独自の工夫が見られました。①段階的に文書による警告、面談の要請、②滞納5日後イエローカード、20日後レッドカードを交付して委託解除、③納期までに納付されないときは担当社労士が事業所まで訪問し状況確認と報告をいただいているなどで支払いの効果を発揮していました。

また、期日を定めて勧告や委託解除しているSRセンターもありました。さらに、理事会で審議して委託解除の手続きをしているSRセンターさんもいてそれぞれの創意工夫で滞納の解消に努めていることがわかりました。

規程等の作成は、18SRセンターでした。その規程等で対応する場合の課題として、①規程では同意なしで委託解除できるとなっているが実績がない②担当社労士と事業主との信頼関係が崩れていた場合、滞納の解消がうまくいかない③自動退会の罰則規定を作成しようとしているなど苦慮している事例も紹介されました。

本日、提供いただきました全国のSRセンターの滞納させない、滞納となった場合の迅速な方法などから滞納を抱えているSRセンターさんは、早期に滞納が解消できる手法、対処方法などやってみようと思うところが多数あったと思います。

最後に各県のSRセンターさんがそれぞれに合う、活用方法で運用していくうえでは、担当社労士に責任、理解していただくうえで、たいへん参考となった分科会でありました。

議長： 小寺会長ありがとうございました。

それぞれの座長様からご報告をいただきました。

それでは、ここでご質問・ご意見をお受けします。ご質問・ご意見のある方は、挙手のうえ、所属SRセンター名、お名前を述べていただき、発言をお願いします。

【質問】 広島県SR；寺内会長

第1分科会において、最後に新しいシステムの開発をしようという説

明がありましたが、参加したからいい方向とは申せませんので一言発言させていただきます。

S R全体で一つのシステムを使うことは理想であり、我々も賛同します。しかし、今日の説明では、今から開発して2年後にできるとのことですが、時期早尚ではないか思っているところです。今ここに、こういうシステムがありますよ、使ってみてください、いいでしょということであれば、使用する可否を決めることができますが、この会場で聞いただけでは全S Rがその方向に進むことはできないということを確認させていただきたい。

山本： 今のご質問ですが、S R全体でシステムを移行してくださいという主旨ではなく、各S Rの事情によりご検討いただきたいということです。

きっかけは、昨年のランサム被害であり、使いずらさや対応の悪さなどがあり、色々変更していたところF & Mに移行することとしたところですが、開発はこれからで、最初から完璧なシステムはできないわけで、試行錯誤しながらいいシステムに変更していく流れでスタートしたばかりですので、各S Rにおいて、今後システムを変更していくところがあれば、費用面やセキュリティ面が良ければ、一緒にやりませんかということです。時間をかけて参加したいということでも可能としている主旨です。

【質問】 神奈川S R；山中副会長

第2分科会に出ましたので、第1分科会の話の内容が分かりませんが、先ほどの報告の中で、東京労働局は「利用届」を認めてくれていないとの説明でありましたが、神奈川S Rから「利用届」を利用して、東京の事業所の届出を電子申請で行っています。

東京の事務センターでは、他県からの「利用届」の書類は処理してくれているとのことだと思うのですが、東京労働局の電子申請センターの取扱いが、都道府県によって異なっているとのことなのでしょうか。

【回答】 東京S R；亀谷会長

今のご質問ですが、東京S R経営労務センターに関しましては、「利用届」は認めていただけてないのは事実ですが、他県からの届出については、東京S Rでは承知していないところですので、確認が必要であると思っています。

【質問】長野SR；熊本会長

電子申請の説明の中で、事務組合が事業主との話がありましたが、事務組合は事業主から業務の委託を受けて、厚生労働省の認可を受けた団体であって、事業主ではないと思います。その発想から「利用届」に係る書類の押印の問題もあると思いますが、その辺の認識はどうなのでしょう。

山本： 例えば、離職証明書におきましては、事業主と事業所という部分がありまして、徴収法により、事業主のところにはSR名、住所、代表者名を記載することとなっており押印が必要となっています。

「利用届」を出すことで、事務組合の認証ではなく、担当社労士の認証で申請できることとなっております。

この内容を、直接労働局に確認するとだめといわれると思います。

ですから、各都道府県労働局においては、あいまいな状況となっていると思われます。

本日、大野会長、岡部会長がご出席いただいておりますので、厚労省へ働きかけをお願いしたいと思います。

【回答】全国事務組合連合会；杉事務局長

一般論になると思いますが、SRに限ったことではなく、電子申請の「利用届」の関係で、本来ですと事務組合会長の認証を使うことになるが、そこで、会長が職員を指名した場合は、その方の認証でも申請が可能となっている制度だったと、認識しています。ここでひっかかるのは、SRの職員ではなく、会員社労士の認証を使うというところがグレーゾーンとなっていることだと思います。場合によっては、局内のハローワークによっても判断が分かれているやに、聞いております。

全国一律の機関として、同じ取扱いとなるように、色々な機会を通じて、働きかけをしていくことも必要と考えております。

議長： これで質問・意見は打ち切りまして、それぞれご確認をいただきたいと思います。

よろしければ、分科会の報告について、拍手をお願いします。

— 拍手 —

座長様には大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

6 世話人会の活動報告及び会計報告

議長： 続きまして、次第の6、世話人会の活動報告及び会計報告でございます。

こちらは、世話人会事務局の東京SR経営労務センター事務局長武藤慎二様にご説明をお願いしたいと思います。

武藤様よろしくお願いします。

東京SR経営労務センター 事務局長 武藤慎二

令和4年度～令和5年度までの活動報告と会計報告説明

武藤： ご紹介いただきました東京SRの武藤でございます。

今回は、令和4年度から2年分をまとめて報告させていただきます。

世話人会の活動報告は、資料から令和4年度、第16回全国SR交流会を開催した年になりますが、世話人会は10月に愛知県で、翌年の2月は大阪府で開催いたしました。協議内容は、資料のとおりですが、第16回の全国SR交流会の関係と代表世話人及び副代表世話人の任期について協議を行ったところであります。

令和5年度は、7月に福岡県で、翌年2月に静岡県において世話人会を開催しております。内容につきましては、第17回の全国SR交流会及び主観システムの変更についての協議が中心となりました。

令和6年度は、7月に京都府で世話人会を開催しております。内容については、資料のとおりです。

次に決算関係については、収入支出についての資料により説明いたします。

令和4年度は、収入につきましては、各SRからの年会費で46万円となります。支出につきましては、世話会の開催経費ほか第16回全国SR交流会への補助として45万円を支出いたしました。収支差額572,807円を翌年へ繰り越しました。

令和5年度の収入は、前年度と同じように各SRからの年会費で46万円となります。支出につきましては、世話会の開催経費が主なものです。収支差額の646,716円を令和6年度へ繰り越いたしました。

以上が収支報告でございます。

簡単ではございますが、活動報告と会計報告でございます。

議長： 武藤事務局長、ありがとうございました。

会計報告がされましたので、監査報告を埼玉SR経営労務センターの櫻井会長より報告を行います。

櫻井様よろしくお願いします。

埼玉SR経営労務センター 会長 櫻井修

監査報告

櫻井： ただいまご紹介いただきました埼玉SR会長の櫻井修でございます。
それでは監査報告をいたします。

令和4年度から令和5年度までの関係帳簿である「1 収支計算書」、
「2 現金出納簿」、「3 銀行預金通帳及び銀行預金高証明書」、「4 そ
の他世話人会開催状況等関係書類」に基づき令和5年6月9日、令和6年
4月30日に監査を実施したところ、会計処理が適正であることを報告
いたします。

以上でございます。

議長： 櫻井会長ありがとうございました。

ただ今の活動報告及び会計報告について、ご質問等はございませんか。
ご質問が無いようでしたので拍手を持ってご承認をお願いいたします。

— 拍手 —

拍手多数により承認されました。

7 各ブロックの次期世話人について

議長： 続きまして、各ブロックの次期世話人の選出に移ります。ブロックごと
にお集まりいただきまして、ご協議いただいた結果を15時50分までに
北海道SR経営労務センターの本間常務理事まで、ご報告願います。

各ブロックから世話人会の選出報告

議長： 時間になりましたので、お席の方にお戻りください。
当SRの本間常務理事より報告いたします。

本間： 各ブロックの世話人が決定しましたので、報告させていただきます。

北海道・東北ブロックは宮城SR、関東・甲信越ブロックは東京SR、
神奈川SR、中部・北陸ブロックは、静岡SR、愛知中央SR、近畿ブ
ロックは、大阪SR、兵庫SR、中国・四国ブロックは岡山SR、九州・沖
縄ブロックは福岡SR、以上となりましたのでよろしくお願いいたします。

8 その他

議長： 次第にはありませんが、その他として発言されたい方がおりますので、
発言願います。

【発言者】愛知中央SR経営労務センター；小寺会長

愛知中央の小寺でございます。

先ほど、ブロックごとに世話人を決める際に、ご意見をいただいたので、発言させていただきます。

冒頭に、連合会の大野会長からお話がありましたフリーランスの一人親方組合の件ですが、どうなっているのかというご質問がありましたので、SR部会の杉田委員長と協議している内容について、せっかくの機会ですので、協議を進めていることへのご承認と、世話人会の中でフリーランスの件も検討していくことをご承認していただきたいと思い、発言させていただきました。よろしくお願いします。

【発言者】全国社会保険労務士会連合会；杉田副会長

SR担当の連合会副会長の杉田でございます。

今回、フリーランス新法が出来まして、11月1日から施行されます。

連合との協議会に参加した際に、連合はすでにフリーランス新法に対応して、フリーランスの方の特別加入の制度について対応をしているというような積極的な意見を聞きました。

となりますと、やはり労働保険、社会保険、社会保障の専門家であります社会保険労務士会としても、フリーランスに対しましての検討はすべきであるというようなことを強く思いまして、前回のSR特別委員会で提案をさせていただいたところです。そして、技術的には難しいところはあるんですが、連合会、SRセンターとともに検討するという方向で、皆様方のご了承をいただければ幸いです。

よろしくお願い申し上げます。

【発言者】富山SR経営労務センター；泉会長

富山SR経営労務センターの泉と申します。

ただ今の、フリーランスの特別加入の問題ですが、我々社労士もフリーランスと同じような一人で活動している会員がたくさんおります。

この方々も、今回の特別加入に対象になっていると考えてます。

この労働保険の事務手続きをしている社労士会が、この我々の特別加入のチャンスが来ているのに、全く動きがないというのは、不思議でしょうがない。ここの団体は、富山県でもフリーランスの特別加入の団体を作れないかどうか、労働局に確認しました。

残念ながら、全国組織でなければ、認可がおりないとのことで、富山県

単独でフリーランスの事務組合、あるいは社労士に対する事務組合を作
ることは断念せざるを得ない状況です。

これについて、積極的に、この連合会、SRの全国の協議会の中で、何
らかの対処を取っていただきたいと考えます。要望です。

【発言者】 全国社会保険労務士会；杉田副会長

今回のフリーランスに対しましての特別加入の取扱いについては、や
はり全国組織ということが要件になっており、更に、各都道府県単位で事
務所を設けることとなっております。当然、連合会につきましては、全国
の組織を持っているので、速やかに対応できますが、SRも47都道府県
に事務所を置ければ、可能になると考えております。しかし、現在3県で
未設置となっており、この対応をどうするのか。従来から未設置県につ
きましては、連合会として、積極的に設置を働きかけることを行ってい
ますが、各単会の都合もあります。

その辺をどうやって行くのか、どう解決していくのか、まさにこの点
がSR特別委員会の検討する存在価値があるところですので、積極的に未
設置県においても、SR特別委員会から色々話をさせていただき、フリー
ランスに対しての特別加入、連合会、SRでできるかどうかを検討してい
きたいと思っておりますので、ご理解、ご指導いただければ幸いです。

よろしくお願い申し上げます。

9 次回開催地の決定について

議長： 次回の全国SR交流会の開催地につきまして、立候補いただくSR様は
いらっしゃいますか。

ないようですので、代表世話人会から推薦されました大阪SRをご提
案させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

ー・拍手多数ー

拍手多数により次回全国SR交流会は、大阪で開催することといたし
ますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大阪SR経営労務センターの島谷高弘会長よりご挨拶をい
ただきます。

よろしくお願いいたします。

大阪SR経営労務センター 会長 島谷高弘

島谷： 大阪SR経営労務センター会長の島谷です。

まずは、このような盛大な交流会を開催していただきました北海道S

R経営労務センターの山口会長をはじめ、北海道SRの理事の皆さん、会員の皆さんに感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、2年後の次回開催地が、大阪に決まりました。

大阪は、昔から水の都大阪、あるいは食い倒れの街大阪と言われております。大阪の街、趣向を凝らした交流会を今後検討していきたいと思っております。

また、来年には、関西万博も開催されます。4月から10月までですので、ご都合がつけば、ぜひお越しください。

それでは2年後、大阪の地で皆さんをお待ちしております。

どうぞよろしくお願いします。

議長： 島谷会長、ありがとうございました。どうぞ2年後よろしく願いいたします。

これで予定しました分科会報告をはじめ全ての議事が滞りなく終了することができました。スムーズな進行にご協力いただきましたことに、感謝申し上げます。

議長を降壇して、この後の進行を司会者をお願いします。

どうもありがとうございました。

司会： 山口会長ありがとうございました。

全ての議事が終了しましたので、全体会議もここで終了となります。

それでは閉会の辞を、北海道SR経営労務センター副会長の佐藤聡より申し上げます。

10 閉会の辞

北海道SR経営労務センター 副会長 佐藤聡

佐藤： 北海道SRの佐藤でございます。

本日は、長時間に渡る活発なご意見ありがとうございました。

昨日から、札幌に入られている方も結構いらっしゃるようで、エスコンやすすきのに繰り出したとの話も聞き及んでいるところですが、北海道で有名な雪虫も飛び回っており、皆さんを歓迎しているところです。

雪が舞うように見えることで、雪虫と言いますが、これがみられますと、北海道に初雪が降ります。天気予報では、札幌近郊の峠で明日には雪が降るとの予報もあり、これから北海道は長い冬に入っていきます。

本日は、全国からSRの同士の皆様に、遠く海を渡りお越しいただきまして、誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

また、全国社会保険労務士会連合会会長の大野様はじめ、ご来賓の皆様方におかれましては、業務多用中のところ、ご臨席をたまわり感謝申し上げます。

大野会長からもご発言いただきましたが、私たちSRへの様々な期待を述べていただき、そのご期待に沿えるよう努力してまいりたいと思います。

また、分科会で議論されました、電子申請の推進、滞納処理につきましては、この全体会議の中でも質問が出ましたが、会員皆様の意識の共有ができたものと感じております。

これからも全国SR交流会を通しまして、情報交換、意見交換を重ね、SRセンターの業務がますます発展していくことを願っております。

最後になりましたが、本日ご参会の皆様方のご健勝とご活躍を祈念しまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

全国SRの皆様、本日は、大変お疲れさまでした。
ありがとうございました。